

別紙1

	法定資格者名称	根拠法令等	備考
1	電気主任技術者	電気事業法	第3種電気主任技術者以上の有資格者
2	建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	
3	防火管理者	消防法	甲種防火管理者
4	司書		分館ごとに、利用者に対するレファレンス業務が遂行できる人数を配置すること。

上記以外で必要となる法定資格者についても、指定管理者において選任すること。